

最高裁秘書第2835号

令和8年8月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

判事補の弁護士職務経験受入応募事務所一覧

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年10月30日付け（同年11月4日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第16号